

食品安全委員会（第949回会合）議事概要

日 時:令和6年7月30日(火) 14:00~14:29
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
傍聴者:一般16名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・農薬 3品目
イソプロチオラン
チアジニル
ベンゾビシクロン

→農林水産省から説明。

本件については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会のいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日山本委員長が指定し、指定次第速やかに、本委員会において報告することとなった。

(2) 農薬第五専門調査会における審議結果について

- ・「ジンプロピリダズ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集
について

→担当の浅野委員及び事務局より説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「フェンメディファム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、
「フェンメディファムの許容一日摂取量（ADI）を0.046 mg/kg
体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと
判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・農薬「マンデストロビン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、

「マンデストロビンの許容一日摂取量（A D I）を0.19 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（A R f D）は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。